平成２２年（フ）第２１２２６号
東京都足立区南花畑２丁目20番10号
破産者　株式会社日の出商会
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２２７号
東京都足立区南花畑２丁目20―10
破産者　齋藤　　茂
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２２８号
東京都足立区南花畑２丁目20―10
破産者　齋藤　京子
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２９１号
神奈川県横浜市青葉区大場町698―１―103
破産者　宮原　惠子
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２９４号
東京都新宿区若葉１丁目７番１号
破産者　株式会社睦設計事務所
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３２５号
東京都板橋区赤塚２丁目32―27―301
破産者　小野　尊士
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３７号
千葉県野田市尾崎台12―２　コンフォート弐番館206
破産者　川島　滋也
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３９２号
東京都江戸川区北小岩２丁目37―16―203、開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩３丁目３―14
破産者　下倉　利明
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４０７号
東京都荒川区町屋２丁目14番１号
破産者　株式会社セイシ
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４０８号
東京都荒川区町屋２丁目10―６―Ⅱ401
破産者　勢司　武夫
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４０９号
東京都練馬区旭丘１丁目48―１―102
破産者　勢司　義和
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４０号
神奈川県相模原市中央区田名5055―８、開始決定時の住所神奈川県相模原市緑区若葉台３丁目３―３
破産者　内藤　靖子
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４８１号
東京都新宿区山吹町293番地
破産者　株式会社修武プロセス
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４９１号
東京都小金井市前原町５丁目４番23号
破産者　有限会社アステック
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４９９号
東京都港区南麻布４丁目２番49号
破産者　タートルミュージィ株式会社
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５００号
東京都大田区南馬込１丁目26―２
破産者　諏訪祐太郎こと　諏訪　貴之
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５０８号
東京都足立区千住東２丁目20番11号
破産者　プロビデオ株式会社
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５０９号
東京都足立区千住東２丁目20―12―1403
破産者　小野寺則行
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５１８号
神奈川県厚木市温水2238番地１
破産者　有限会社コマエ化学合成
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５２０号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1265―11―505、開始決定時の住所神奈川県厚木市飯山3006―１―Ａ―101
破産者　熊谷　泰子（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５２１号
山形県東根市神町北１丁目２―24―332
破産者　熊谷　正志
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５２５号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目18―13　第一向山ビル301
破産者　大槻　　薫
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部